二　分割承継法人等（次号に掲げる法人に該当するものを除く。以下この号において同じ。）　当該分割承継法人等のイ及びロに規定する調整対象基準年度ごとに当該分割承継法人等の当該調整対象基準年度に係る給与等支給額と次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計額

イ　適用年度（設立の日を含む最も古い事業年度等を除く。）において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（当該基準事業年度又は基準連結事業年度がない場合には、最も古い事業年度等。イにおいて「調整対象基準年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転給与等支給額を合計した金額に当該分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ　法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（当該基準事業年度又は基準連結事業年度がない場合には、最も古い事業年度等。ロにおいて「調整対象基準年度」という。）開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該調整対象基準年度開始の日の前日から当該適用年度の前事業年度（当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度をいい、当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とする。）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転給与等支給額を合計した金額

三　分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人（その設立の日が平成二十五年四月一日以後であるものに限る。）　当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該分割又は現物出資の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準分割法人等」という。）の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とし、当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の事業年度開始の日である場合（当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の連結事業年度開始の日である場合を含む。）にあつては当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）とする。）までの各事業年度（当該基準分割法人等の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度までの事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とし、当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）にあつては当該事業年度開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間とする。）を当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日前の各事業年度とみなした場合における法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（以下この号において「調整対象基準年度」という。）については、当該分割承継法人又は被現物出資法人の調整対象基準年度に対応する基準分割法人等の当該事業年度に係る移転給与等支給額と当該調整対象基準年度に含まれる月の当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該基準分割法人等以外のものの月別移転給与等支給額を合計した金額との合計額

6　前項第二号及び第三号に規定する月別移転給与等支給額とは、その分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項及び次項において「事業年度等」という。）の移転給与等支給額をそれぞれ当該各事業年度等の月数（分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）を含む事業年度等（当該分割等の日が当該分割法人等の事業年度等の開始の日である場合における当該事業年度等を除く。以下この項及び次項において「分割事業年度等」という。）にあつては、当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月（分割事業年度等にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）に係るものとみなしたものをいう。

7　前二項に規定する移転給与等支給額とは、その分割等に係る分割法人等の各事業年度等の給与等支給額（分割事業年度等にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割事業年度等の終了の日とした場合に損金の額に算入される給与等支給額）に当該分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算した金額をいう。

8　法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用を受けようとする法人について次の各号に掲げる場合に該当する場合の当該法人の適用年度における基準雇用者給与等支給額は、当該各号に定める金額とする。

一　次に掲げる場合　最も古い事業年度等に係る給与等支給額の百分の七十に相当する金額（当該最も古い事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最も古い事業年度等の月数で除して計算した金額）

イ　当該法人の法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（第三号において「調整対象基準年度」という。）において事業を営んでいない場合（清算中の場合を含む。）

ロ　適用年度において法人税法第二条第四号に規定する外国法人が同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合、同法第二条第六号に規定する公益法人等（以下この号において「公益法人等」という。）若しくは人格のない社団等が新たに同条第十三号に規定する収益事業（以下この号において「収益事業」という。）を開始した場合又は公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた同条第九号に規定する普通法人若しくは同条第七号に規定する協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた場合

二　最も古い事業年度等の開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の月数が一月に満たない場合　当該前日から起算して一月前の日を含む事業年度（当該一月前の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日から当該前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）に係る給与等支給額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該期間の月数で除して計算した金額

三　調整対象基準年度（その月数が一月に満たないものを除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給していない場合（第一号イ又はロに掲げる場合を除き、前号に規定する合計額が零となる場合を含む。）　一円

四　第一号イ若しくはロに掲げる場合又は法第四十二条の十二の四第二項第四号ハに掲げる場合に該当する場合で、かつ、最も古い事業年度等において国内雇用者に対して給与等を支給していない場合　当該法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度（当該法人の同日以後に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち国内雇用者に対して給与等を支給する最初の事業年度（当該最初の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号及び次号において「最初事業年度等」という。）に係る給与等支給額の百分の七十に相当する金額（当該最初事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最初事業年度等の月数で除して計算した金額）